

タイトル

土地^{とち}や家^{いえ}をもらったら 法務局^{ほうむきょく}で 登録^{とうろく}してください

親^{おや}などが亡^なくなって、不動産^{ふどうさん}(土地^{とち}や家^{いえ})をもらったら、法務局^{ほうむきょく}で登録^{とうろく}します。これを相続登記^{そうぞくとうき}といいます。

2024年^{ねん}4月^{がつ}1日^{いちにち}からは、必ず^{かなら}相続登記^{そうぞくとうき}をしなければなりません。

2024年^{ねん}4月^{がつ}1日^{いちにち}より前^{まえ}にもらった不動産^{ふどうさん}も、相続登記^{そうぞくとうき}してください。

相続登記^{そうぞくとうき}は、不動産^{ふどうさん}をもらった日^ひから3年^{ねん}以内^いにしてください。

登記申請^{とうきしんせい}をしなかったら、最高^{さいこう}10万円^{まんえん}の罰金^{ばっきん}を払^{はら}います。

どの法務局^{ほうむきょく}に申請^{しんせい}するか、以下^いのウェブサイト^かを見^みてください。

<https://houmukyoku.moj.go.jp/hiroshima/table/shikyokutou/all.html>

日本語^{にほんご}がわからない時^{とき}は、外国人相談窓口^{がいこくじんそうだんまどぐち}に相談^{そうだん}してください。

Tel: 082-241-5010 平日^{へいじつ}9:00-16:00

Email: soudan@pcf.city.hiroshima.jp